

(写)

医政発 0331 第 62 号  
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

歯科技工士養成所指導ガイドラインについて

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 26 年法律第 51 号)、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」(平成 27 年政令第 128 号)及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省・厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成 27 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号)により、歯科技工士法(昭和 30 年法律第 168 号)等の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から、歯科技工士養成所の指定・監督権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されることになる。

これに伴い、別紙のとおり、新たに「歯科技工士養成所指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成所に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、「歯科技工士養成所の指導要領について」(昭和 51 年 2 月 14 日医発 115 各都道府県知事あて本職通知)及び「歯科技工士養成所教授要綱の改正について」(平成 5 年 1 月 8 日健政発 7 各都道府県知事あて本職通知)は、本年 3 月 31 日をもって廃止する。

(別紙)

## 歯科技工士養成所指導ガイドライン

### 第一 設置計画書に関する事項

養成所を設置しようとする者(学生の定員を増加しようとする者を含む。)は、次に掲げる事項を記載した養成所設置計画書(学生の定員を増加しようとする場合は定員変更計画書。以下いずれも「計画書」という。)により、授業開始予定日の一年前までに、養成所の設置予定地(学生の定員を変更しようとする場合は養成所の所在地)の都道府県知事に提出すること。

- 1 設置者の氏名、住所及び履歴(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び定款又は、寄附行為)
- 2 養成所の名称
- 3 位置
- 4 設置予定年月日(定員の変更にあつては、変更予定年月日)
- 5 入学予定定員(定員の変更にあつては、現在の定員及び変更予定定員並びに変更の理由)
- 6 長の氏名及び履歴
- 7 収支予算及び向こう二年間の財政計画

### 第二 一般的事項

- 1 歯科技工士学校養成所指定規則(昭和三一年厚生省令第三号。以下「指定規則」という。)第二条第一項に基づく指定の申請及び第四条第一項の変更の承認の申請を行うに当たっては、遅くとも授業を開始しようとする日(変更の承認にあつては、変更を行おうとする日)の五か月前までに、申請書を養成所の設置予定地(変更の承認にあつては養成所の所在地)の都道府県知事に提出すること。
- 2 設置者は、国又は地方公共団体が設置者である場合のほか法人であることが望ましく、かつ、その法人は営利を目的としないものであること。
- 3 学則には、少なくとも次に掲げる諸事項が明示されていること。
  - (1) 設置目的
  - (2) 名称
  - (3) 位置
  - (4) 修業年限
  - (5) 学生定員、学級数
  - (6) 学科課程
  - (7) 学年、学期、休日
  - (8) 入学時期
  - (9) 入学資格
  - (10) 入学志願者の選考
  - (11) 入学手続
  - (12) 転入学
  - (13) 欠席、休学、復学、退学
  - (14) 成績考査、進級、卒業
  - (15) 入学検定料、入学金、授業料、実習費等の学費
- 4 敷地、校舎、その他諸設備は設置者が所有することが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。
- 5 養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- 6 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が完備されていること。
- 7 入学検定料、入学金、授業料及び実習費等は学則に定める額であり、

寄付金等の名目で不当な金額を徴収しないこと。

- 8 指定規則第四条に基づく変更承認申請書等又は第五条に基づく定期報告書の提出については、歯科衛生士養成所・歯科技工士養成所の指定事項の変更手続きについて(昭和五五年四月一日歯第二九号)又は歯科技工士学校養成所指定規則第五条の規定に基づく報告について(昭和五四年一月一六日歯第三号)に基づき、確実かつ遅滞なく提出されること。

### 第三 学生に関する事項

- 1 学則に定める学生の定員が遵守されていること。
- 2 入学資格の審査のため、高等学校の卒業証書の写等大学に入学することができる者であることを証する書類調査書および健康診断書を提出させること。
- 3 入学の選考は適正に行われていること。
- 4 入学は学年の初めに行い、転学は学年又は学期の初めに行うこととし、その措置は、学則の定めるところにより厳正に行われていること。
- 5 出席簿等の書類により、学生の出席状況が確実には握されていること。
- 6 学生の進級又は卒業については、学則に次の基準を定め、これに基づいて行われること。
  - (1) 進級又は卒業に必要な成績の評価基準が明確にされていること。
  - (2) 欠席日数が当該学年の授業日数の三分の一を超えるときは、進級又は卒業を認めないこと。
  - (3) 欠席日数が当該学年の授業日数の三分の一以内であっても、各学科および実習に係る出席時間数が指定規則に定める時間数に満たない者については、必要な補習を行ったうえ、進級又は卒業を認めること。
- 7 入学、進級、卒業、成績、出席状況等に関する諸記録が確実に保存されていること。
- 8 入学時の健康の状態のは握、入学後の健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健管理上の必要な措置が講ぜられていること。

### 第四 教員及び事務職員に関する事項

- 1 昼間の課程と夜間の課程とを併設する場合にあっては、課程ごとにそれぞれ所定の専任教員がおかれていること。
- 2 専任教員は、各学年各学級ごとにおき、学生の指導に支障をきたさないようにすること。
- 3 専任教員のうち一名は教育に関する主任者(教務主任)とし、歯科医師又は歯科技工士がこれにあたること。昼間の課程と夜間の課程とを併設する場合にあっては、課程ごとに教務主任がおかれていること。
- 4 教育上必要な教員数が確保されていること。
- 5 一教員当りの教育担当時間数が過重にならないこと。
- 6 教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能を有する者又は教育の経歴のある者であること。
- 7 原則として専任の事務職員がおかれていること。

### 第五 授業に関する事項

- 1 指定規則別表に定める学科課程が確実に実施されていること。教育実施については、別添1に基づいて行われていること。
- 2 授業は、教員の出勤簿等の書類により、授業状況がは握されていること。
- 3 授業方法は単独授業によるものとする。ただし、科目により支障のない場合は合同授業を行ってもさしつかえない。
- 4 歯科技工実習および歯科理工学実習は養成所内において実施されること。
- 5 夜間の課程を設置する場合は、修業年限を三年以上とし、一日における授業時間は四時間を超えないものとする。

## 第六 教室に関する事項

- 1 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
- 2 教室の面積は、学生一人につき一・六五平方メートル以上であり、かつ一教室の総面積は二四・七五平方メートル以上であること。
- 3 専用の基礎実習室、歯科技工実習室および歯科理工学検査室を有すること。
- 4 基礎実習室、歯科技工実習室および歯科理工学検査室の面積は、学生一人につき二・三一平方メートル以上であり、かつ一室の総面積は三四・六五平方メートル以上であり、電気、ガス、水道等の設備が備えられていること。
- 5 図書室、鑄造研磨室およびポーセレン室を有すること。この場合、図書室はおおむね二〇平方メートル以上、鑄造研磨室はおおむね三〇平方メートル以上、ポーセレン室はおおむね一〇平方メートル以上であること。  
また、更衣室(ロッカー室)、標本室、機械器具、材料等を保管する室を有することが望ましい。
- 6 前記の他、便所、給湯設備等が備えられ、校舎の各室は、採光、換気等が適当であり、学習上、保健衛生上および管理上ふさわしい環境であること。

## 第七 教育用機械器具、標本、模型および図書に関する事項

- 1 教育に必要な機械器具、標本および模型は、別添2を基準として同時に実習を行う学生数に応じて備えられていること。
- 2 一般教養科目および専門科目に関する図書雑誌は、一五〇〇冊以上備えられていること。この場合雑誌は一卷を一冊として算定するものとする。
- 3 機械器具、標本、模型および図書は台帳を備え整備に努めるとともに、毎年適当数を補充すること。

## 第八 寄宿舍に関する事項

- 1 寄宿舍がある場合には、学生一人当たりの居住面積は三・三平方メートル以上とし、原則として室ごとの定員は四名以内とすること。やむを得ず多人数を一室に居住させる場合は勉学の妨げとならないよう適当な措置が講じられていること。
- 2 洗面所及び便所は、学生の数に応じて不自由のないよう整備されていること。
- 3 保健衛生、休養、面会および娯楽に必要な施設が設けられていること。
- 4 男女の学生を寄宿舍に収容する場合は、男子と女子とを同一のむねに収容してはならない。ただし、完全な区画を設け、かつ出入口を別にした場合には、この限りでない。
- 5 寄宿舍には舎監をおくこと。
- 6 寄宿舍の維持管理に関するその他の注意事項は、事業附属寄宿舍規程(昭和二二年一〇月三十一日労働省令第七号)に準ずること。

## 第九 その他の事項

養成所新設の場合、地域歯科関係者との協力体制を勘案すること。

歯科技工士養成所教授要綱

○外国語

1 目標

歯科技工士として必要な外国語を理解させ、その業務を遂行できるよう適正な知識を与える。

2 方法

講義等

3 基準時間

三〇時間

4 教授内容

(1) 英語(日常英語、歯科関連英語)

(2) その他の外国語

○造形美術概論

1 目標

歯科技工士として必要な美的感覚の素地を養うよう、造形、色彩等について教授する。

2 方法

(1) 講義

(2) 示説及び実習

3 基準時間

一五時間

4 教授内容

造形美術

○関係法規

1 目標

歯科技工士として必要な法令について教授する。

2 方法

講義

3 基準時間

一五時間

4 教授内容

(1) 法に関する一般的知識

(2) 衛生行政の組織と活動

(3) 歯科技工士法

(4) 歯科医師法、歯科衛生士法

(5) その他関係法規(医療法、健康保険法及び老人保健法等の概要)

○歯科技工学概論

1 目標

歯科技工の概念及び口腔の機能・疾患等の概要、並びに歯科技工業務が円滑に実施できるよう必要な運営管理及び作業環境等について教授する。

2 方法

講義

3 基準時間

五〇時間

4 教授内容

(一) 歯科技工総論

(1) 歯科医療及び歯科技工の意義

(2) 歯科技工士の倫理

(3) 歯科技工の沿革

- (4) 口腔の構造と機能の概要
- (5) 歯科口腔疾患の概要
- (6) 歯科疾患の状況
- (7) その他
- (二) 歯科技工管理
  - (1) 歯科技工業務の運営と管理
  - (2) 歯科技工の作業環境とその衛生
  - (3) 歯科技工士の健康管理
  - (4) 歯科技工物の品質管理
  - (5) 歯科技工所の運営
  - (6) その他

#### ○歯科理工学

##### 1 目標

歯科技工に用いる歯科材料や機械器具等について教授するとともに、歯科鑄造に関する理論及び技能を教授することにより、歯科理工を総合的に習得させる。

##### 2 方法

- (1) 講義
- (2) 示説及び実習

##### 3 基準時間

二二〇時間

##### 4 教授内容

###### (一) 歯科基礎理工学

- (1) 歯科理工概説
- (2) 歯科材料の機械的性質
- (3) 歯科材料の物理的性質
- (4) 歯科材料の化学的性質
- (5) 歯科材料の生物学的性質
- (6) 歯科材料の接着
- (7) その他

###### (二) 歯科技工材料学

- (1) レジン材料の取扱い方
- (2) 陶材材料の取扱い方
- (3) 金属材料の取扱い方
- (4) 印象材の取扱い方
- (5) 石膏材の取扱い方
- (6) その他の材料の取扱い方(ワックス等)

###### (三) 歯科技工機器学

- (1) 切削機器(切削理論を含む。)
- (2) 研磨機器(研磨理論を含む。)
- (3) 歯科技工機器
- (4) その他

###### (四) 歯科鑄造学

- (1) 歯科鑄造概説
- (2) 歯科鑄造用材料及び歯科鑄造用機器
- (3) 歯科鑄造の過程
- (4) 鑄造体の欠陥とその対策
- (5) 鑄造体の精度と適合
- (6) その他

#### ○歯の解剖学

1 目標

歯及び口腔について解剖学的見地から教授するとともに、歯の形態を彫塑する技術を習得させる。

2 方法

- (1) 講義
- (2) 示説及び実習

3 基準時間

一五〇時間

4 教授内容

- (1) 口腔各部の構造
- (2) 歯の構造と歯列
- (3) 歯の発生
- (4) その他

○顎口腔機能学

1 目標

顎口腔系器官の機能について理解させるとともに、咬合器の取扱い方について習得させる。

2 方法

- (1) 講義
- (2) 示説及び実習

3 基準時間

六〇時間

4 教授内容

- (1) 顎口腔機能学概説
- (2) 下顎運動と咬合
- (3) 咬合器(模型の装着と取扱い方法)
- (4) 義歯及び修復物の咬合
- (5) その他

○有床義歯技工学

1 目標

有床義歯の製作に関する知識及び技術について教授する。(咬合等の機能については、顎口腔機能学で教授する。)

2 方法

- (1) 講義
- (2) 示説及び実習

3 基準時間

四四〇時間

4 教授内容

- (一) 全部床義歯技工学
  - (1) 全部床義歯技工学概説
  - (2) 印象と模型
  - (3) 咬合採得
  - (4) 人工歯排列
  - (5) 歯肉形成
  - (6) ろう義歯の埋没
  - (7) 義歯の重合
  - (8) 削合と研磨
  - (9) その他
- (二) 部分床義歯技工学
  - (1) 部分床義歯技工学概説

- (2) 印象と模型
- (3) 咬合採得
- (4) 維持装置と連結子
- (5) 人工歯排列と削合
- (6) 歯肉形成
- (7) ろう義歯の埋没
- (8) 義歯の重合
- (9) 研磨
- (10) 改床法と修理
- (11) 金属床義歯
- (12) その他

#### ○ 歯冠修復技工学

##### 1 目標

各種の歯冠修復物及び架工義歯の製作に関する知識及び技術について教授する。(咬合等の機能については、顎口腔機能学で教授する。)

##### 2 方法

- (1) 講義
- (2) 示説及び実習

##### 3 基準時間

四四〇時間

##### 4 教授内容

###### (一) 歯冠修復技工学

- (1) 歯冠修復技工学概説
- (2) 歯冠修復物の要件
- (3) 作業模型
- (4) インレー
- (5) 一部被覆冠
- (6) 全部被覆冠
- (7) 歯冠継続歯
- (8) 支台築造
- (9) テンポラリークラウン
- (10) その他

###### (二) 架工義歯技工学

- (1) 架工義歯技工学概説
- (2) 架工義歯の要件
- (3) 固定性架工義歯
- (4) 半固定性架工義歯
- (5) 可撤性架工義歯
- (6) その他

#### ○ 矯正歯科技工学

##### 1 目標

歯科矯正の基礎的概念を理解させ、一般的な歯科矯正装置の製作法について教授する。

##### 2 方法

- (1) 講義
- (2) 示説及び実習

##### 3 基準時間

三〇時間

##### 4 教授内容

- (1) 矯正歯科技工概説



- (2) 正常咬合と不正咬合
- (3) 矯正装置
- (4) 保定装置
- (5) 矯正用模型
- (6) その他

○小児歯科技工学

1 目標

小児歯科の基礎的概念を理解させ、一般に使用されている乳歯歯冠修復物及び咬合誘導装置等の製作の技術を習得させる。

2 方法

- (1) 講義
- (2) 示説及び実習

3 基準時間

三〇時間

4 教授内容

- (1) 小児歯科技工概説
- (2) 歯・顎・顔面の成長
- (3) 歯の萌出順序
- (4) 乳歯の歯冠修復
- (5) 咬合誘導装置
- (6) 口腔習癖
- (7) その他

○歯科技工実習

1 目標

歯科技工に関する知識及び技能を基礎として、歯科技工を総合的に習得させる。

2 方法

- (1) 臨床模型上での実習
- (2) 臨床的模型上での実習

3 基準時間

五二〇時間

4 教授内容

- (1) 全部床義歯及び部分床義歯のための技工
- (2) 歯冠修復物及び架工義歯のための技工
- (3) 矯正歯科のための技工
- (4) 小児歯科のための技工
- (5) その他

○選択必修科目

1 目標

各養成所の特色が出せるよう、歯科技工士学校養成所指定規則別表に掲げる科目の内、外国語及び造形美術概論以外の科目から選択して、講義又は実習の時間を設定し教授する。

2 方法

- (1) 講義
- (2) 示説及び実習

3 時間数

二〇〇時間

4 教授内容

歯科技工士学校養成所指定規則別表に掲げる科目の内、外国語及び造形美術概論以外の科目。

(別添 2)

## 教育用機械器具、標本及び模型

## (1) 機械器具

品名	個数	備考
技工台	学生数	
技工用エンジン	〃	
電気レーズ	学生数の五分の一	
鑄造器	適当数	真空、高周波等
焼成炉	三以上	
ダストコレクター	学生数の五分の一	
熔接器	二以上	スポットを含む
バイブレーター	五以上	
重合器	適当数	
フラスコプレス	〃	
ブローパイプ	〃	
顎態模型調製器	学生数の五分の一	
モデルトリマー	学生数の一〇分の一	
リバースピン製作器	一以上	
真空埋没器	二以上	
電解研磨器	二以上	
サンドブラスター	〃	
サベヤー	学生数の五分の一	
パラレロメーター	一以上	
超音波洗浄器	二以上	
実験台	適当数	
マイクロメーター	学生数の五分の一	
キャリパス	〃	
ノギス	〃	
各種温度計	〃	
天秤	〃	
硬度計	二以上	
熱膨張計	一	
万能試験器	〃	
金属顕微鏡	一以上	
読取り顕微鏡	〃	
材料研磨器	〃	

## (2) 標本模型

品名	個数	備考
各種総義歯模型	各一	
各種総義歯製作階程模型	〃	
各種局部床義歯模型	適當数	
各種鉤模型	〃	
各種鉤製作階程模型	各一	
各種バー模型	〃	
各種義歯修理模型	〃	
各種顎補綴模型	適當数	
永久歯歯冠彫刻模型	各一	
永久歯歯冠彫刻階程模型	〃	
各種金属冠模型	〃	
各種金属冠製作階程模型	〃	
各種継続歯模型	〃	
各種継続歯製作階程模型	〃	
各種架工義歯模型	〃	
各種架工義歯製作階程模型	〃	
各種ジャケット冠模型	〃	
各種ジャケット冠製作階程模型	〃	
各種窩洞模型	各一	
各種インレー模型	〃	
各種インレー製作階程模型	〃	
各種歯科矯正装置模型	〃	
各種歯科矯正装置製作階程模型	〃	
各種咬合誘導装置模型	〃	
各種咬合誘導装置製作階程模型	〃	
頭蓋骨模型	一	
歯牙拡大模型	各一	
歯牙咬合模型	〃	
各種咬合器	適當数	
顔弓	一	
各種歯科技工用器具	各一	
各種歯科材料	〃	
各種歯科材料原料標本	〃	
スライド	適當数	
掛図	〃	

(3) その他

品名		個数	備考
映写機	スライド用	一	
	8m/m 又は 16m/m 用	〃	
スクリーン		〃	

(注) 学生数とは同時に実習を行う学生の数をいう。